

通所介護及び介護予防通所介護

【重要事項説明書】

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・法人名 | 医療法人ふらて会 |
| ・代表者名 | 理事長 西野 憲史 |
| ・事業所名 | デイサービスふらて |
| ・開設年月日 | 平成18年8月1日 |
| ・所在地 | 北九州市八幡東区昭和一丁目2-28 |
| ・電話番号 | 093-651-2281 / 093-651-7677 |
| ・Fax番号 | 093-651-5483 / 093-651-7877 |
| ・管理者名 | 瀧下 彰 |
| ・介護保険指定番号 | 4070601077号 |

(2) 通所介護及び介護予防通所介護の目的と運営方針

この事業所が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ① 指定通所介護及び指定介護予防通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 事業者自らその提供する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③ 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たっては、通所介護及び指定介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- ④ 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 指定通所介護及び指定介護予防通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するに

認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(3) 事業所の職員体制(配置基準)

職 種	職員数	業務内容
管 理 者	1	施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。
看護職員	2以上	利用者の健康管理及び看護業務を行う。
介護職員	7以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
生活相談員	1	利用者などの相談業務を行う。
機能訓練指導員	2以上	利用者の機能訓練を行う

※兼務の場合あり

(4) 利用定員 定員 45 名

2. サービス内容

医 療

医師により、診療が必要と認める疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、妥当適切に行います。また、利用者の病状からみて当事業所において自ら必要な医療を提供することが困難と認められるときは、協力医療機関等に診療を依頼します。

機能訓練

機能訓練指導員により利用者の状況に適合した機能訓練を行い、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活が自立できるようリハビリテーションを行います。

食 事

栄養士が立てる献立表により栄養、身体の状態、病状、嗜好を考慮した食事を提供します。

昼 食 12時00分 ～ 13時00分

おやつ 14時

入 浴

一般浴槽にて対応します。利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

排 泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

相談援助サービス

当事業所は、サービス提供時間を通じて1名生活相談員が常駐しております。

ご利用者及び扶養者の方からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

アクティビティの提供

当事業所は、QOL 向上を図るために必要な教養娯楽設備等を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、アクティビティや行事を企画します。

3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

① 貴重品について

多額の現金や通帳及び高価な品物は、所持しないようお願いいたします。
当事業所内での紛失に対しての責任は負いかねますのでご了承ください。

② 利用料等のお支払について

利用料その他の諸費用は指定期日まで(利用月の翌月末日まで)に必ずお支払ください

③ 利用者代理人について

利用者代理人に変更があった場合は速やかに連絡いただくようお願いいたします。

④ 備品の取り扱いについて

故意による備品の破損・欠損・故障については修繕費等をご請求いたします。

4. 緊急時の対応

① 当事業所は、利用者に対し、診察が必要と認める場合、協力医療機関又は利用者の主治医に診療を依頼することがあります。

② 前項のほか、当サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡するとともに必要な措置を講じます。

5. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、別に定める「デイサービスふらて・緊急時連絡網」の手順に従い、速やかに利用者の代理人(ご家族や後見人等)、関係者及び行政等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます」

6. 非常災害対策

消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき対応しています。

①防災設備 スプリンクラー、非常階段、自動火災報知機、消防署自動通報設備、非常放送設備誘導灯、補助散水栓、スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用電源等を設置。

②防災訓練 「消防計画」に基づき、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施しています。

7. 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待防止のための措置を講ずるものとします。

①虐待防止するための従業者に対する研修を行う

②利用者及び家族からの苦情処理の体制整備と虐待防止のための必要な措置を講じます。

③虐待を受けたと思われる事例があった場合は速やかに市区町村(行政)に報告します。

8. 第三者評価

当事業所は、第三者評価を行っていません。

9. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心してご利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等は禁止します。

10. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。

相談窓口 TEL: 651-2281 / 651-7677
(担当: デイサービスふらて 瀧下・大久保)

※公的機関においても次の機関において苦情の申し出ができます。

・各区役所の保健福祉センター介護保険係(対応時間 平日 8:30~17:00)
八幡東区 TEL:671-0801 小倉北区 TEL:582-3433 八幡西区 TEL:642-1441
戸畑区 TEL:871-1501

・福岡県国民健康保険団体連合(国保連)(対応時間 平日 8:30~17:00)
所在地:〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47
TEL:092-642-7859 FAX:092-642-7857